

重 要

返還が完了するまで
大切に保管してください

駿河台大学貸与奨学金

返 還 の し お り

平成28年度 (2017年3月満期者用)

駿河台大学 学生支援課
〒357-8555 埼玉県飯能市阿須698
TEL:042-972-1101

返 還 の お ぼ え

返還方法を忘れないように、必ず記入しましょう。

学 籍 番 号	
借 用 金 額	円
返 還 年 賦 額	円
最 終 年 賦 額	円
返 還 期 間	年
返 還 期 日	毎年 12月末日
連 帯 保 証 人	

◆学籍番号に関する注意

- ・学籍番号を忘れずに。
- ・奨学生関係業務は、すべて学籍番号で整理されています。
- ・各種願・届や返還金の払い込みなどのときには忘れずに記入してください。

も く じ

正しい返還のために	4
返還金の請求	5
在学時の返還猶予・返還の免除	6
返還が困難になった場合の返還猶予	7
繰上返還	8
転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届 連帯保証人(保証人)変更届	9
返還年賦額区分表	10
借用証書・返還明細書・住所原票 記入例および一般注意事項	11
巻末綴り込み	各種願・届出用紙

正しい返還のために

駿河台大学貸与奨学金は貸与奨学金のため、卒業後返還の義務が生じる奨学金です。

返還方法は、**毎年1回12月**に払込用紙が皆さんの手元に送付され、その用紙を使用して決められた金額を決められた年数払い込んでいくものです。

返還第1回目は、2017年12月となります。資金不足で滞納とにならないよう注意してください。

1. 期限を守って約束通りに

- ・借用証書で約束した通り毎年の払込み分を約束の返還期日までに必ず返還してください。
- ・6ヶ月以上滞納すると延滞金が付きます。
- ・毎年12月に奨学金返還払込通知書(振込用紙)を送ります。万一、届かない場合は学生支援課まで問い合わせてください。
- ・各種変更届の未提出等により、奨学金払込通知書が不着の場合、それを以って滞納の理由としては認めません。

2. いつも住所をはっきりと

- ・転居したら**すぐに転居届**(巻末綴込P.13)を提出してください。
- ・転居先を連絡しないと、それが原因で滞納となり、延滞金が賦課される場合もあります。

3. 返還が困難になったら手続きを

- ・病気、災害など正当な理由があつて返還が困難な時は、「返還猶予願」を直ちに提出してください。

4. 学籍番号を忘れずに

- ・大学への連絡、願・届や返還金の払込などのときは必ず記入してください。
- ・返還事務は、すべて学籍番号で整理されています。

**返還関係の問い合わせ先
駿河台大学 学生支援課**

〒357-8555 埼玉県飯能市阿須698

TEL: 042-972-1101

返 還 金 の 請 求

毎年12月に奨学金返還払込通知書が送られます。必ず送付された振込用紙で払い込んでください。振込手数料は返還者負担となりますので、予め、ご承知ください。

また、10万円を超える金額を振込む場合には、法令に基づき、金融機関の窓口では「本人確認」、「取引時確認」が必要となります。振込み手続きに必要な確認資料について詳しくは、振込みをされる金融機関窓口にてご相談ください。

なお、万一、奨学金返還払込通知書が12月中頃になっても届かない場合は、学生支援課にお問い合わせください。

- ・現金書留、為替、小切手の送付は事故のもとになるので絶対にやめてください。
- ・払込の時、払い込み金額や学籍番号をもう一度確認してください。

海外赴任等で長期外国へ行く場合は、渡航する前に国内であなたに代わって振込みをしてくれる方を決めるようにしてください。その場合、**本人の外国住所・氏名・学籍番号**及び**代理人の住所・氏名・電話番号・本人との関係**を記した**振込委任状**を作成し(様式自由)、提出してください。奨学金返還払込通知書は、代理人に送付します。代理人を立てられない人は、海外在留期間分を前納するようにしてください。

滞納した場合は、延滞金 が賦課されます。

約束の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに滞納した額の5%の延滞金が付きます。

<延滞金加算例>

年賦額130,000円の人が2017年分以降の年賦額を2020年8月に返還した場合、返還金と延滞金は下表のようになります。

返還月	延滞金賦課月	2018年 7月	2019年 1月	2019年 7月	2020年 1月	2020年 7月	延滞金 計
	年賦額						
2017年 12月	130,000	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500
2018年 12月	130,000			6,500	6,500	6,500	19,500
2019年 12月	130,000					6,500	6,500
	390,000円						58,500円

要返還年賦額合計(A)

延滞金合計(B)

つまり、返還払込額の合計は、

(A) 390,000円 + (B) 58,500円 = 448,500円 となります。

※延滞金を加えて返還しなければ未納額として残ります。

在学時の返還猶予

- ◆大学・大学院に在学中は、在学届(用紙は巻末綴込P.12)の提出によって返還が猶予されます。
- ◆専修学校の高等課程または、専門課程で修業年限が2年以上のもののうち、下記の分野・学科に在学中は在学届の提出によって返還が猶予されます。
*工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務関係の各分野に属する全学科または服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術に関する学科
- ◆在学届の提出が遅れると、奨学金返還払込通知書が送られますので、次のことに注意してください。

1. 進学した場合

直ちに在学届を学生支援課に提出してください。

2. 在学中に奨学金を辞退した場合

在学届の提出により、在学期間中は返還が猶予されます。

3. 卒業期が延びた場合

貸与期間終了後も留年等により在学している場合は、在学届を1年ごとに提出してください。

返還の免除

本人が、死亡または、心身障害のため返還できなくなったときは、次の書類を揃えて大学学生課に願い出をしてください。審査の上、その状況に応じ返還残額の全部または一部について返還の免除をする場合があります。

死亡による免除のとき	心身障害による免除のとき
1. 奨学金返還免除願(巻末綴込P.16) 2. 本人死亡を確認できる証明書 (除籍謄本等)	1. 奨学金返還免除願(巻末綴込P.16) 2. 返還することができなくなった事情を証明する書類(巻末綴込P.17) 3. 医師または歯科医師の診断書

返還が困難になった場合の返還猶予

約束通りの返還が困難になった場合は、**返還期日の来ないうち(毎年11月末日まで)**に手続きをしてください(巻末綴込P.15)。**滞納してからでは認められません。**

◆ 返還猶予の願い出は

— 願い出の事由ごとに**証明書を添付して**提出してください。 —

願い出の事由	証明書	証明書発行者	猶予期間
災害	罹災証明書等	市区町村長 消防署長	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。
傷病	診断書等	医師	
生活保護を受けている	生活保護受給証明書等	民生委員 社会福祉事務所長	
専修学校の一般課程及び在学猶予を認められない分野・学科各種学校、放送大学の選科・科目履修生・特修生 ※	在学証明書	在学学校長	1年ごとに願い出る。通算して、5年が限度
聴講生・研究生 ※	聴講生・研究生であることを明らかにする証明書	その学校長	
外国に留学中または外国で研究中	その事実を明らかにする証明書 (日本語訳を添付)	その学校または機関の長	
入学(受験)準備中		出身学校長等	
失業中	雇用保険受給資格者証等の写しまたは、離職証明書、非課税証明書等	職業安定所長 市区町村長等	
その他真に止むを得ない事由があって返還が困難	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者	

※専修学校の一般課程及び在学猶予を認められない分野・学科または各種学校に在学している人、若しくは放送大学の選科履修生・科目履修生・特修生または聴講生・研究生は在学届提出による返還猶予の取り扱いは受けられません。返還が困難なときは、「返還猶予願」(巻末綴込P.15)を出してください。

繰上返還

繰上返還は、全額、一部繰上返還に係わらず、いつでもできます。

繰上返還を希望する時は、繰上返還をしようとする日の**1ヶ月前までに**巻末の書類に記入し、**学生支援課に送付してください。**

なお、一部繰上返還をした場合、次回以降の返還期日を繰り上げて、返還することになります。

転居・改氏名（転籍）・勤務先（変更）届 連帯保証人（保証人）変更届

◆転居・改氏名（転籍）・勤務先（変更）届（巻末綴込P.13）

* **住所の変更、町名・地番変更**のあった時は、その都度**転居届**を提出してください。

郵便局へ転居届を出された場合でも、必ず**学生支援課に転居届**を出してください。

場合によっては電話でも結構です(注)。

注)電話の場合は、必ず「駿河台大学貸与奨学金の貸与を受けていた」旨、申し出てください。

* 姓が変わって郵便物が届かないこともあります。また、他人と間違えられても困ります。

結婚等の際には、**改氏名届**も忘れずに。

* 貸与終了時に勤務先が未定であったが、その後**就職先が決まった人**もこの届を提出してください。**勤務先を変更した時**も直ちに提出してください。

◆連帯保証人（保証人）変更届（巻末綴込P.14）

* 事由が発生したら速やかに届け出てください。

届出がなくて連絡がとれなければ不利な結果を招きます。

◆死亡した場合

* 相続人または連帯保証人の方は、学籍番号を記入の上、死亡の届出をしてください。

（死亡した場合の返還免除の手続はP.6「返還の免除」の項を参照。）

返還年賦額・返済年数区分表

貸与総額（返還総額）	返済年数
1,500,000円以下	10年
1,510,000円～3,500,000円	15年

借用証書・返還明細書・住所原票記入例 および一般注意事項

【記入にあたっての注意事項】

1. 記入は、黒または青のペン・ボールペンを使うこと。
2. 印鑑は各自別々のものを使用し、シャチハタ等ゴム印は不可とする。

◆借用証書面

- ①左上の収入印紙欄：**本人と連帯保証人、保証人の消印を押す。**

印紙種類

2,000円の印紙：返還総額が101万円～240万円の場

合
1,000円の印紙：返還総額が100万円以下の場合

※ 収入印紙は郵便局で購入します。

②借用金額の記入：桁がずれないように注意すること。間違えた時は、記入した**金額全体に横2本線を引き**、その上部に正しい金額を書き直す。その後、2本線の上に**訂正印**(借用証書で使用した印と同一のもの)を押す。

③月日の記入：3月満期の者は**平成29年3月31日**とする。

④本人、連帯保証人、保証人の欄は**それぞれが署名し、捺印**すること。連帯保証人及び保証人については、**実印を使用し、市区町村役場で発行の印鑑登録証明書を添付**する。

⑤連帯保証人：**原則として父母**とする。事情によっては、兄弟、叔父、叔母(自分に一番近い血縁者)でもよい。

⑥保証人：連帯保証人とは別生計の者とする。叔父、叔母、いとこ等より選定すること。なお、65歳以上の方は避けてください。(貸与開始時に届出ている方をお願いしてください。)

◆借用証書の左面

①学籍番号・氏名・生年月日に誤りがないかを確認する。

②本人勤務先：勤務先が決定している場合は、名称・TEL・所在地を明記。

決定していない者は、空欄にし、決まり次第、届け出ること。

③本籍・TEL・戸籍筆頭者の氏名、生年月日、続柄を明記。

戸籍では、婚姻届で苗字を名乗った方が戸籍の筆頭者となります。

戸籍の筆頭者は、死亡しても変更されません。わからない者は、市区町村役場で確認をすること。

④連帯保証人および保証人の氏名・生年月日・続柄・現住所・TELを明記。

◆住所原票(奨学金返還明細書の左面)

①卒業後の住所は確定した会社の寮・アパート等で、未定の場合は連帯保証人の住所とし、確定後に住所変更届を提出し、連絡がとれるようにすること。

(駿河台大学貸与奨学金用)

在学届

学 籍 番 号	氏 名

借用終了年月およびその事由 (西暦) 年 月分まで受領 ○で囲む 満期・辞退・退学・廃止				
現在校の入学年月 (西暦) 年 月				
学校名				
大学	学部	学科	昼間部 夜間部	学年
大学院	研究科	専攻	M. C. D. C. D.医歯 D.一貫	学年
専修学校名				
	高等課程 専門課程			学年
所在地				
上記の通り在学していることを証明します。				
		年	月	日
学校長名			職 印	

(駿河台大学貸与奨学金用)

転居・改氏名(転籍)・勤務先(変更)届

いずれかを ○で囲む	本人
	連帯保証人
	保証人

学籍番号	氏名	印

届出年月日	(西暦) 年 月 日
-------	---------------

該当欄のみ記入

新住所 〒 TEL: 携帯TEL:
旧住所 〒 TEL
フリガナ 新氏名
旧氏名
新勤務先 名称: 住所: 〒 TEL
新本籍
新戸籍筆頭者氏名 続柄 大正・昭和 年 月 日生

(駿河台大学貸与奨学金用)

連帯保証人・保証人 変更届

平成 年 月 日

駿河台大学 学長 殿

下記の通り、連帯保証人・保証人 を変更致しましたので、お届け致します。

[奨学生氏名]

学籍番号	
フリガナ 本人氏名	印
フリガナ 住 所	〒 TEL:

[新連帯保証人・新保証人] ※新連帯保証人もしくは新保証人が自署・実印を使用

連帯保証人・保証人 (どちらかに○をつけること)			
フリガナ 氏 名	実印		
フリガナ 住 所	〒 TEL:		
生年月日	昭和 年 月 日生	続 柄	

1. 新連帯保証人・新保証人

- (1) 氏名(フリガナ)
- (2) 生年月日
- (3) 本人との続柄

2. 旧連帯保証人・旧保証人

- (1) 氏名(フリガナ)
- (2) 変更事由

(注 意)

- ①新連帯保証人・新保証人欄については、自署・実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること
- ②各項目においてもれなく記入すること

駿河台大学貸与奨学金返還猶予願

平成 年 月 日

駿河台大学 学長 殿

[奨学生氏名]

学籍番号	
奨学金受領	奨学金は(西暦) 年 月分まで受領
フリガナ 氏 名	印
生年月日	年 月 日生
フリガナ 住 所	〒 TEL: 携帯TEL:

下記の通り奨学金の返還を猶予していただきたく、お願いいたします。

1. 猶予を希望する年とその金額

(西暦) 年 12 月 返還分

円

2. 事由(詳しく記入すること)

.....

.....

.....

.....

.....

(注意)

願い出の事由を明らかにする**証明書**を必ず添付してください。

駿河台大学貸与奨学金返還免除願

平成 年 月 日

駿河台大学 学長 殿

(フリガナ)

相 続 人 氏 名:

印 (本人との続柄)

(フリガナ)

住 所 〒

TEL :

(フリガナ)

連 帯 保 証 人 氏 名:

印 (本人との続柄)

(フリガナ)

住 所 〒

TEL :

下記の通り奨学金の返還を免除していただきたいので、別紙証明の書類を添えてお願いいたします。

(フリガナ)

1. 借用者氏名

学籍番号

2. 免除を希望する金額(次のどちらかに○をつけること)

(1) 返還未済金額の全額

(2) 返還未済金額のうち 円

3. 免除願出の事由

4. 病名または死因

注意 1. 心身障害の場合は相続人氏名の代わりに本人氏名とすること

2. 学籍番号はもれなく記入すること。番号が不明の場合は卒業年月を記入すること。

3. 添付書類

- ・死亡による時は本人の死亡が確認できる証明書(除籍謄本等)
- ・心身障害によるときは医師または歯科医師の診断書
- ・奨学金を返還することが出来なくなった事情を証する書類(家庭状況書)

(駿河台大学貸与奨学金用)

奨学金を返還することができなくなった事情を証する書類 (家庭状況書)

平成 年 月 日

(フリガナ)

相続人氏名

印

(本人との続柄)

(フリガナ)

連帯保証人氏名

印

(本人との続柄)

下記の通り、相違ありません。(詳細に記入のこと)

1. 返還が出来なくなった事情

2. 家族構成

3. 資産状況

4. 生活状況

5. 連帯保証人の状況

上記の通り、相違ないことを認めます。

(証明者)住 所 〒

職 名

氏 名

印

- 注意
1. 心身障害の場合は、相続人の代わりに本人氏名とすること。
 2. 証明者は市区町村長・民生委員等公職にある者(町内会長・公民館長・学校長・議員等を含む)とすること。

(駿河台大学貸与奨学金用)

繰上返還希望書

平成 年 月 日

駿河台大学 学長 殿

(フリガナ)

氏 名

印

住 所 〒

T E L :

以下の通り、繰上返還を希望致します。
次回以降の返還期日を繰り上げて、返還します。

学籍番号	
繰上返還期日	年12月返還分～ 年12月返還分
繰上回数	回分
本年返還金額	円